

日田市規則第7号

日田市有財産規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

日田市長 椋野 美智子

日田市有財産規則の一部を改正する規則

日田市有財産規則（昭和39年規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(使用許可の更新)</p> <p>第35条 課長等は、行政財産の使用期間を更新しようとするときは、使用者に<u>行政財産使用期間更新許可申請書</u>（様式第14号）を使用期間満了の1か月前までに提出させなければならない。</p>	<p>(使用許可の更新)</p> <p>第35条 課長等は、行政財産の使用期間を更新しようとするときは、使用者に<u>使用期間更新申請書</u>（様式第14号）を使用期間満了の1か月前までに提出させなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。